発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町二
電話3033番
編集兼発行人　平島　敏治

世の中には勝利よりももつと勝ちほこるに足る敗北があるものだ

モンテーニュ

規約改正にこう望む

監事選出に意見百出す

昨年からの懸案の一つであつた組合規約改正問題も、去る十九日から発足した規約改正専門委員会によつて本格的に取組まれ審議されています。改正の問題点は三役公選、監事、中央委員の職域地域選出方法、本部機構、選挙規定をはじめ常規程、諸規則などがありますが、とくに本紙では討論の場を紙面に求めるために意見を広くつのつていますが、現在までに集つた各支部からの意見を掲載してみましょう。

三役は公選で

組合員の中には三役の名前も顔も知らないという人が大部あるように見受けられるが、これはどうしたことだろうか。当然知らされているべきはずの段階、すなわち委員、みいけ、掲示等によつて知らされているにも拘らず、知らないというような状態が現実の問題として起つている。無関心な人、意識の低い人を放置しておくことは組合運動のマイナスで前進は望めない。以上のような面から考えても、民主的な組合指導者三役のポストは公選によつて選出されることが望ましい。

（宮浦　加藤　義紀）

委員選出

現状維持だ！地域も必要だ！

現状どおり職域一本の方に賛同する。地域的な苦情処理、情宣教育等にしても、職域一本に吸い上げられている現状からして、不合理は生じていない。しかも地域三役の大部分は職域委員であり、一部外来地域にしては不合理も見受られるが、その矛盾点は分会長会議等で消化され、別に制約も受けておらないと思う。下部にまで組織機構を複雑にすることは逆に一面内こうを生ぜしめる憂いあり、敢えて現状を支持したい。

（宮浦　加藤　義紀）

×　×

選挙規程第三条第二項の六十名に一名の委員選出を改正し、三川支部で実施している地域選出委員を会社側のロックアウト対抗策としてもこのさい三鉱一本として考える段階ではなかろうか。

（三川　藤木　繁）

監事を重視せよ

組合が法人格を取得するためには監事も直接無記名投票による役員としなければならないということに現行規約はなつている。けれども監事を本部役員の中から中央委で選挙することには無理があると思う。

即ち監事は役員ではあつても、執行委員とはその性格なり活動分野が大きく異るし、役員候補者のすべてが役員即執行委員という考え方であり、またその意欲は当然である限り「立候補は勿論なく推薦を固辞しつづける」という中央委員会における監事選出の実態が明らかに実証するところであろう。そこでまずこの無理を解明すること、公認会計士の監査もあることと人件費の節減にもなることと、とくに〃みいけ十年〃の現状からみてこの際つぎのように改正することが妥当ではないかと考える。なお公選による役員はすべて常任でなければならないということもないと思う。

監事長一名、監事二名とし、いずれも非常任とする。三支部が輪期交互に一名宛非常任役員（監事）として公選し、監事長はその中から中央委員会で選挙する。監事会（監査）は原則として月一回とする。

（三川　草野生）

×　×

地味にして大目付役的な監事の選出については現状の選出方法、即ち誰れでも好んでこの役を引受けたがらないような印象を与えているが、他のポストのように華やかさもなく、縁の下の力持ちの如く考えられているし、中央委員会の空気も監事のポストを甘く見ているのではあるまいか。このポストはむしろ組合運動の消長を左右する重大な役目を持つていると考えられる。よつて三役同様公選によることを提唱したい。

（宮浦　加藤　義紀）

監事選出に意見百出す

私の希望することは沢山あります今回は最近の会合で希望した点を述べます。参考になれば幸です。成人の日に……ボーイズビーアンビシャス！若人よ希望に燃えて！日本は国土は狭く人口は多い、どうかすると共食いになつてしまいそうです。しかし時代は科学は進みます。やがて原子力時代がきます。私の予想からすると二十年の内にそれがやつてきます。そうするとわれわれの生活に一大革命が訪れます。原子エネルギーの偉大な力によつてその平和的利用によつて私共の生活は豊かにもつと便利になります。ラジオアイソトープ（放射性同位原素）の作用によつて植物の品種の改良、畜産の改良食品の殺菌貯蔵が容易になり、食料の不足が解決できます。また製品の均一化生産の向上などにより工業を盛んにし国民所得を増すことができます。それに病気の診断や治療に著しい効果があり原子力発電により動力源の解決ができればほんとうに私共の前途は光明と希望に満ち満ちております。原子核の分裂と融合の作用が、あるいは恐ろしい原爆、水爆となり人類を破滅に導きますが、反対に平和に利用すれば人類社会の繁栄にこれ位役に立つものはありません。私共は迷わずこの光明を求めて邁進しましょう。

（筆者は荒尾市長）

私の希望すること

坂田昌亮

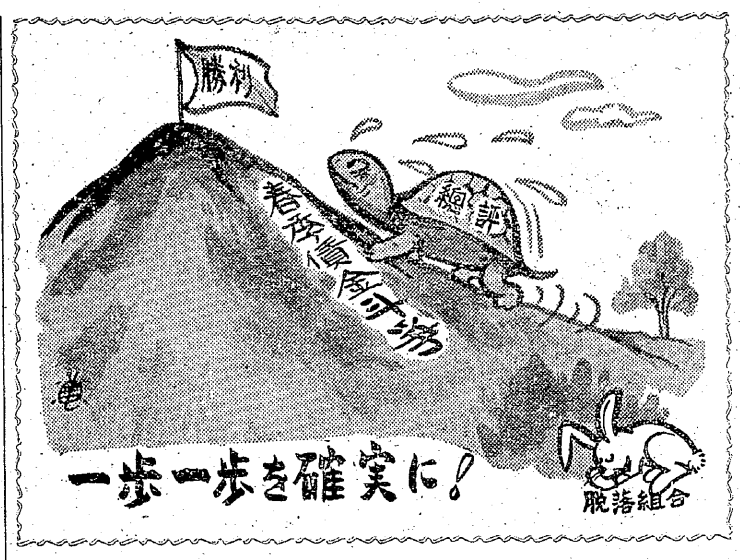

保安優先の具体化へ

三鉱連第二次労専終る

三鉱連第三次労働条件専門委員会が一月十二日より二十一日まで東京で開催されたが、今回の会議は「保安優先をどう具体化してゆくか」ということと、「各山の賃金上の悩みや苦しみ」を率直に出し合つて、そのよりよき解決策を六山の智慧を結集して見い出すこと、およびこんどの三鉱連の重要な方針の基礎とするのが主目的であつた。

災害には責任追及

そこでまず会議の性格上「保安関係」の方からその討議の概略を述べてみると、まずとくに注目することは、各山ともに、①長計協定以降、「保安委員、常任安全委員および保安監督員」の職化をどしどし推し進めていること②、坑内ガスにたいする対策が三池で実施していることを遺かに上廻つて全く真剣に労使がとり組んでいること等は各山報告の中でも我々に大いに参考になるだろう。

つぎに長計協定以降の災害がどういうような数字を示しているかは、文字の上では「保安優先」を協定としてわれわれは獲得しているが、災害は全く減少の線をたどる所か上昇の線を描いていることが痛切に各山から述べられていることも、こんどの三鉱連の基本方針を確立するにきわめて重要な要素をなし、しかもその原因が、「拍車に拍車をかける」会社の「増産」と切り離せないものである点から、ますます緊急事項となつた。

保安確保の闘いへ

以上のような討議の中から三鉱連専門委員会としては、保安確保の闘いを進める方針として、次の項目について結論を見出しつぎの三鉱連中央委員会に提案することになつた。

A、保安管理上の責任者の移動は同時には行わない事、及び又保安管理上の責任者となる者はその坑の実体を熟知している者。

B、重大災害を起した保安管理責任者はその責任を追及する。

C、保安上必要と認めた施設予算は生産に関係する施設の予算より優先して確保させる。

D、保安教育のための特別予算については中央で組ませる。

E、九北地方保安会議を設置する

F、懸案事項となつている保安機構の二元化及職務権限の明確化を早急に会社に出させる。

苦悩排除の闘い

ひきつづき昨年の暮に開かれた臨時大会の決定事項としての苦悩排除に関する会議の内容を述べてみると。

各山報告の中から感じたことは「請負給廃止」を現場の組合員に徹底して理解してもらう、ということでは全くいろいろの努力を重ねているが、具体的なものを抽出して発表出来るまでにはいたつていない様であり啓蒙の段階であるしかしながら、そのための一つ一つの道程である闘いは、職場闘争の中から実績を上げており、例えば、「保障給の百%獲得について」も他山は現実的な解決として実施している。その他試験切羽の固定化なども漸時出来つつある事も報告されている。

請負給廃止が決定

このような報告の中からでは各山が持つている苦悩をどう排除して組織の強化を図り、各人の労働条件の向上を期するか、種々討議を重ねたが、いま直ちに効きめがあるという特効薬的な措置や対策が出なかつた。しかしこんどわれわれはこのような苦悩をどう排除すべきかについては、一致した結論を得たのである。それは一言にして云えばあくまでも請負給廃止えのため一歩一歩近ずく闘いを職場で進めるということになつた。そのための項目は相当な数になるので割愛するけれども

㋑、賃金の組替えを行い合理的配分を行う。

㋺、保障給の引上げ闘争を行う。

㋩、固定給者の作業密度の軽減と人員補充を会社に確認せしめるなどを主要な柱として、正式中央委員会の確認を得て、具体化に移る事となつた。

なおこの二つの会議の結論はこんどの行動方針の骨子となることも決定している。

懲戒を統制規程に

組合員が組合員を裁くことはむづかしいことだ。司法権をもたぬ懲戒、裁定の委員の手によつて、アレヤコレヤといつて事件を調査して懲戒処分をするイヤな仕事だと思われる。懲戒処分ということは全然ないことが一番良いが、現行の規程第二条にあるように組合の秩序と団結を維持するためには、事件があれば取り組まねばならないことだ。私は現行規程の根本的な改正をつぎにかかげるから項目にしたがいやつてもらいたい。

一、まず懲戒ということはあまり強すぎるので統制と改めるのが適当である。

一、懲戒、裁定の両委員会制をやめ、統制委員会一本で行く。

一、仕事は執行部の業務とし、処分は決議機関の議を経て行う。

一、事実行為の拡大解釈をさけるため細部について列記する。

なお非常に重要な規程であるので他組合はどのように運営しているかを十分調査され、不備な点がすぐ出ぬようにジツクリ腰をすえて改正案を作つてもらうよう望みたい。

しかし監事は三役同様組合員から信頼のおける人でなければならぬと痛感するのは私一人ではあるまい。結論として、監事は組合員の信頼がとくに必要な仕事であることが維持できるように留意して選出方法を改正してもらいたい。

（三作　川口　鉄美）

その他の事項

第十三条決議機関に地域代表者会議の挿入する。一一三日の皆切闘争より今日までのあらゆる闘争を振返つてみるとき、地域における活動はいかに重大であるかはすでに周知のとおりである。このさい地域代表者会議も重要であろう。

第十七条及び十八条または懲戒規程第六条第一項に関連すると思われますが、役員の罷免については謹慎の意を表する意味において罷免期間を設けるべきではなかろうか。組合役員たる者はあらゆる点において組合員を指導する立場にあるのだから、機関において罷免されたのであればすくなくともその期間は指導者としての信望を失することになるから、その期間はすくなくとも反省するためにも謹慎すべきではなかろうか。

書記局規程服務規則三条の中食休憩時間変更について。常一番や列車通勤者その他の組合員及び家族の人が、組合に相談にくる時間に

実力行使を背景に斗う

三山で統一要求

かねてから西鉱連は三山の労働条件の均一化をどう進めるか、ということでそれぞれの事務部長会議の中で討議を重ねていたが、一応の成案を得たので執行委員会としても激度の討議の結果、三山統一要求として今春の闘いを行う方針を確立した。そのど、大衆討議のため各山ごとに機関の討議を行つていたわけであるが、最終集約として去る二十九日の西鉱連臨時大会で三種の委任を行つて確認した。

要求事項きまる

(1)超過労働賃金

イ公休日の割増率を六〇%とする（現行四四%）

ロ特殊公休日…一二〇%とする（現行一〇〇%）

(2)特殊労働賃金

イ深夜手当

現行を一〇〇分の三五とする

ロ火薬及発破母線運搬賃を基準外賃金とし（現行基準内三池は一五・一）二〇—四〇とする

ハ呼び出し手当

坑内一四〇、坑外一二〇（現行三池は残業一時間当り）

(3)鉱業学校生徒処遇について（省略）

(4)請負給制職種の時間当り計算式の変更（三池と同一にする）

(5)寮生手当増額

イ寮生手当月額五〇〇円

ロ布団代〃　七五〇円

(6)体育基能取扱（三池と同一にする）

何かと不便を感じている人が多々あることを見聞しているので、時間変更を検討していただけば幸と思う。

財務規程第七条は労働金庫一本にすべき段階ではなかろうか。われわれの闘争にたいしいつも力強く援助してくれるのは労働金庫だけ一つであることを考えれば、労金育成のためにもこのさい労金一本として盛り上げて行きたいものである。

（三川　藤木　繁）

規約改正への意見は引続き募集しています、奮つて投稿下さい（掲載文には薄謝進呈）